

美術的表現からみる市民ギャラリーに関する研究

A Study on citizen gallery in artistic expression

○大川碧望¹, 堀切梨奈子², 佐藤慎也²*Aono Okawa¹, Rinako Horikiri², Satoh shinya²

This study is a civic galleries, which is a place for non-expert artists to present their work. Art and cultural facilities are no longer a place for artists to publish their works, and non-artists also present works. situations. Meanwhile, a citizen gallery that operates in an independent facility also exists throughout the country, including the Yokohama Citizen's Gallery. Though these are mainly for rental business, they are exhibitions of artists as voluntary projects, which is a place for presenting creative activities for people who are not artists, as well as a place to appreciate art ing. This study will be useful for the planning of the arts and culture facilities of the future.

1. 序論

1-1. 研究背景

アートは多様化し、鑑賞することだけでなく、体験すること、参加すること、さらには共創することが目的となり、受け取る市民もまた、受動的な姿勢だけでなく、主体的な参加、発表へと多様な立場で美術に関わることができるようになった。そして、「アーティスト＝専門的芸術家」のみが作品を発表するのではなく、「市民＝非専門的芸術家」もまた、作品を発表する場が必要となってきた。

1964年に開設された横浜市民ギャラリー^{註1)}を皮切りに、全国各地に「市民ギャラリー」が登場して40年近く経った。芸術文化施設は、アーティストだけが作品を発表する場ではなくなり、市民が作品を発表することのできる市民ギャラリーや、貸し展示室を持つ施設も少なくない。一方で、独立した施設で運営を行う市民ギャラリーも、横浜市民ギャラリーをはじめとして全国各地に存在する。これらは、貸し館業務を主体としながらも、自主企画としてアーティストの作品を展示することで、市民を対象とした発表の場であるとともに鑑賞する場となっている。アーティストの発表の場であった芸術文化施設に市民ギャラリーがあること、また、単独の市民ギャラリーがアーティストの作品鑑賞の場となっている現在において、市民ギャラリーに必要とされる建築とはどのようなものだろうか。

そこで本研究では、「市民ギャラリー＝市民が作品の発表を行う場」がどのように構成され、計画されるべきなのかを分析していく。

1-2. 研究目的

本研究では、市民ギャラリーが内包・付随する施設や活動を美術的表現の時代背景とともにみていくことで、「市民ギャラリー＝市民が作品の発表を行う場」の特徴を明らかにすることを目的とする。

1-3. 研究方法

文献調査とweb調査により、美術的表現と市民

ギャラリーの調査を行い、市民ギャラリーの特徴を明らかにする。

1-4. 既往研究

これまでの研究には、美術館の教育普及活動諸室の計画に関する研究^{註2)}、美術館の無料域の計画に関する研究^{註3)}がある。どちらも市民ギャラリーを含んでいるが、それだけに着目したものではなく、市民ギャラリーと美術的表現の関係や、その有効性については述べられていない。そこで本研究では、市民ギャラリーを美術的表現から考察することで、「市民が作品の発表を行う場」について考察していく。

2. 美術的表現について

2-1. 歴史的にみる美術的表現と市民の関係

美術表現は、本来美術館で行われていたが、1950年代半ばから70年代にかけて野外展が行われるようになり、ホワイトキューブ以外の空間が注目されはじめた。しかし、これらは単に野外という「空間」への興味を中心であり、まちやひとへの興味は強くなかった。1980年代から90年代前半にかけては「サイトスペシフィック^{註4)}」という概念が広まり、その場で作品を発表することに着目するようになったが、これは「まち」への興味であり、「ひと」への興味はやはり強くなかった。1990年代後半に入ると、単に作品を発表するのではなく、住宅やビルなど市民の生活の近くで発表されるようになった。この頃から「ひと＝市民」への興味が生まれはじめ、美術表現の市民との関わりが生まれる。2000年代に入ると、アーティストが作品のシステムだけを提示し、それを市民が活用することで成立する作品が生まれ、「市民」に着目した作品が登場した。

市民と関係ないところで行われていた美術的表現は、だんだんと市民と関係を持つようになり、「アーティスト＝専門的芸術家」でなくとも、「市民＝非専門的芸術家」が日常の中で作品を生み出すことができるようになったといえるだろう。

1：日大理工・院（前）・建築 2：日大理工・教員・建築

2-2. 美術的表現と発表の場 (表1)

鶴見俊輔は、芸術を「純粋芸術」、「大衆芸術」、「限界芸術」の3つに分類し、「純粋芸術は、専門的芸術家によってつくられ、それぞれの専門種目の作品の - 専門的享受者をもつ。大衆芸術は - 専門的芸術家によってつくられはするが、制作過程はむしろ起業家と専門的芸術家の合作の形をとり、その享受者としては大衆をもつ。限界芸術は、非専門的芸術家によってつくられ、非専門的享受者によって享受される^{註5)}」と定義した。中でも「限界芸術」は、「純粋芸術・大衆芸術を生む力をもつもの^{註5)}」として、芸術の発展の重要な要素とされている。古くは、まち中で行われる連歌や農村歌舞伎などが挙げられ、連歌はまちに立ててある掲示板、農村歌舞伎は農村歌舞伎舞台が市民の発表の場として、生活の近くに存在していた。本研究で扱う「市民ギャラリー」もまた、市民が趣味や生活の延長として創作した作品を中心に発表する場として活用され、生活の近くにある文化施設や図書館などの公共施設に内包・付随されるかたちで存在していることが多い。これらは、発表するものにとって重要な本番の場となっている。

表1 美術的表現と発表の場

	純粋芸術	大衆芸術	限界芸術
作り手	専門的芸術家	専門的芸術家	非専門的芸術家
受け手	専門的享受者	大衆	非専門的享受者
作品	絵画・彫刻	イラスト・ポスター	趣味でつくる作品
発表の場	美術館	画廊	市民ギャラリー

3. 市民ギャラリーについて

3-1. 市民ギャラリーと美術館の違い (表2)

公共施設に内包・付随されていない市民ギャラリーの多くは、地方自治体による条例が公布されている。これらには、設置や事業、指定管理者選定、利用料金などに関することが記されており、これらに基づき市民ギャラリーは運営されている。このような条例は、美術館にも同様に公布される。しかし、美術館が博物館相当施設であるのに対し、市民ギャラリーは博物館類似施設にも登録されておらず、博物館として認められていない。また、美術館で作品を発表するためには、学芸員による選定や許可が必要となるが、市民ギャラリーでは、市民自らが有料または無料で借りることで、他者の選定を必要とせずに作品を発表することができる。

表2 市民ギャラリーと美術館の違い

	市民ギャラリー	美術館
博物館法	登録なし	博物館相当施設
地方自治体による条例	あり	あり
事業	貸館業務が主体	保存・収集・展示
発表方法	有料または無料で借りる	学芸員による選定

3-2. 市民ギャラリーと施設

市民ギャラリーを内包・付随する施設を用途区別にまとめると表3のようになり、芸術文化施設だ

けでなく、市庁舎やマンション、商業施設など多様な用途の施設に内包・付随されている。

表3 市民ギャラリーを持つ施設

建築物の用途区分	具体例
事務所など	市庁舎・銀行
ホテルなど	-
病院など	病院
物品販売業を営む店舗など	商業施設
学校など	大学
飲食など	-
集会所など	図書館など
	図書館・博物館・資料館・美術館
	体育館など
	体育館・公会堂・公民館・劇場・市民センター
	映画館など
	-
工場など	-
住宅	マンション

3-3. 市民ギャラリーの定義

市民ギャラリーは、「地域住民が行う美術制作活動の作品発表の場を提供し、美術活動の普及を目的とする^{註6)}」場である。本研究では、市民ギャラリーを「市民の創造活動の発表を目的とした場」と定義し、学芸員や館長による選定が行われる「常設展示室・企画展示室」は含まないものとする。

4. 考察

美術的表現は時代とともに変化し、市民の必ずしも身近ではない芸術文化施設で行われていた美術的表現は、徐々に市民と関係を持つようになった。そして、美術的表現と市民の関係は受動的なものから主体的な参加、発表へと変化し、美術的表現と発表の場もまた、専門的芸術家によってつくられる純粋芸術が発表される展示室だけでなく、非専門的芸術家によってつくられる限界芸術の発表の場として、「市民ギャラリー＝市民の創造活動の発表を目的とした場」が必要とされている。市民ギャラリーは他者の選定を必要とせずに、市民個人の創造活動をそのまま受け取る場であり、芸術文化施設という専門の場だけでなく、多様な用途の施設に内包・付随し、市民の生活の近くに、市民の生きがいである「発表の場」が存在する必要がある。

【脚註】

- 註1) 横浜市民ギャラリーは1964年に開設され、「市民ギャラリー」という名称を全国的にした。
 註2) 土屋貴広：東京都内公立美術館における教育普及活動諸室の計画的課題，日本建築学会大会学術講演梗概集，2011. 8
 註3) 小笠舞穂・堀切梨奈子・佐藤慎也：美術館における無料公開された室・スペースに関する研究，日本建築学会大会学術講演会，pp21-24, 2017. 9
 註4) その場所に帰属する作品や置かれる場所の特性を活かした作品、あるいはその性質や方法を指す。
 註5) 参考文献1 p14
 註6) 馬場瑛八郎：建築設計資料102 美術館3，建築資料研究社，2005. 9

【参考文献】

- [1] 鶴見俊輔：限界芸術論，勁草書房，1967. 11
 [2] せんだい市民ギャラリー編，せんだい市民ギャラリー10年のあゆみ，せんだい市民ギャラリー，せんだい市民ギャラリー，1986. 7
 [3] 地域創造編，地域創造「平成26年度 地域の公立文化施設実態調査」報告書，地域創造，2015. 4